

平成 30 年度公益財団法人山形県企業振興公社成長分野販路開拓支援事業費補助金 交付要綱

(目的及び交付)

第 1 条 理事長は、中小企業者の成長分野への新規参入及び取引拡大を図り、本県製造業の振興を図ることを目的として、中小企業者が販路開拓等のため展示会等に出展する際に要する経費に対し、この要綱の定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意味は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 成長分野 自動車関連、航空機関連、ロボット関連、環境・エネルギー関連、医療・福祉・健康関連、食品・農業関連に係る産業分野をいう。
- (2) 展示会等 展示会、見本市その他の複数の製造業者等が販路開拓のため発注先等を招いて販路を開拓する催しをいい、次に掲げる要件のいずれにも該当するものをいう。
 - イ 成長分野に関する取引拡大及び販路の拡大を出展の目的とするもの
 - ロ 会場内での製品の小売りを主目的としないもの
 - ハ 県外で開催されるもの（海外で開催されるものを含む。）
 - ニ 出展企業が全国から参加する等全国的規模で開催されるもの
 - ホ 山形県又は公益財団法人山形県企業振興公社（以下「公社」という。）の主催でないもの
 - ヘ 平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 2 月 28 日までに開催されるもの
- (3) 中小企業者 中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 1 項第 1 号及び第 3 号に規定する者。ただし、みなし大企業は除く。
- (4) みなし大企業 次のいずれかに該当する中小企業者をいう。
 - イ 発行済み株式の総数又は出資価格の総額の 2 分の 1 以上を同一の大企業が所有する中小企業者
 - ロ 発行済み株式の総数又は出資価格の総額の 3 分の 2 以上を複数の大企業が所有する中小企業者
 - ハ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の 2 分の 1 以上を占める中小企業者

(補助対象事業者)

第 3 条 この補助金の交付対象事業者（以下「補助対象事業者」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- イ 中小企業者であること
- ロ 県内に事業所（本社又は生産若しくは製造に関する事業所に限る。）を有すること
- ハ 製造業又は情報サービス業に属する事業を主たる事業として営む者であること

(補助対象事業等)

第 4 条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）、補助対象経費及び補助金の額は、別表に定めるとおりとする。

(交付の申請)

第 5 条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次に掲げる書類を理事長に提出しなければならない。

- (1) 交付申請書（様式第1号）
- (2) 事業計画書（様式第2号）
- (3) 収支予算書（様式第3号）
- (4) 申請に係る展示会等の概要がわかる資料（開催要領、パンフレット等）
- (5) その他理事長が必要と認める書類

2 前項により提出する書類は、対象となる展示会等の開始日の15日前までに提出しなければならない。ただし、理事長が特に認めた場合は、この限りでない。

（交付の決定）

第6条 理事長は、前条の規定により申請書の提出があったときは、速やかに内容を審査し、補助金の交付を決定したときは、すみやかにその決定の内容及びこれに付した条件を申請者に通知するものとする。

2 理事長は、前項の場合において、適正な交付を行うため必要があるときは、補助金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて補助金の交付を決定することができる。

（補助金の交付の除外要件）

第7条 理事長は、補助金の交付の申請をした者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の決定をしないことができる。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
- (2) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者その他の暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団を利するおそれがあると認められるもの
- (3) 法人でその役員のうち前2号のいずれかに該当する者のあるもの

（申請の取下げ）

第8条 補助対象事業者は、第6条の通知を受領した場合において、当該通知に係る補助金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、当該受領の日から10日を経過する日までに申請の取下げをすることができる。ただし、理事長が特に必要と認める場合は、この期間を短縮し、又は延長することができる。

2 前項による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定は、なかったものとみなす。

（変更の申請）

第9条 補助対象事業者は、次の各号のいずれかに掲げる場合には、あらかじめ計画変更承認申請書（様式第4号）を理事長に提出し、承認を受けなければならない。

- (1) 補助対象経費の総額の20パーセントを超える減少が生じる経費の配分の変更をしようとする場合
- (2) 補助対象事業の内容を変更（補助対象事業の遂行に影響しない程度の事業計画の細部の変更を除く。）しようとする場合

（中止又は廃止の申請）

第10条 補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、補助事業の中止（廃止）承認申請書（様式第5号）を理事長に提出し、あらかじめその承認を受けなければならない。

(事情変更による決定の取消し等)

第11条 理事長は、補助金の交付の決定をした場合において、その後の事情変更により特別の必要が生じたときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することがある。ただし、補助事業のうちすでに経過した期間に係る部分については、この限りでない。

2 理事長が前項により補助金の交付の決定を取り消す場合は、天災地変その他補助金の交付の決定後生じた事情の変更により補助事業等の全部若しくは一部を継続する必要がなくなった場合又は補助事業等に要する経費のうち補助金によってまかなわれる部分以外の部分を負担することができないことその他の事由により補助事業を遂行することができない場合とする。

3 第6条の規定は、第1項の処分をした場合について準用する。

(債権譲渡の禁止)

第12条 第6条の規定による交付決定によって生じる権利の全部又は一部を理事長の承認を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

(実績報告)

第13条 補助対象事業者は、補助対象事業の完了（補助事業の廃止の承認を受けた場合を含む。）した日から起算して原則15日以内又は平成31年3月8日のいずれか早い日までに、次に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 実績報告書（様式第6号）
- (2) 事業実績書（様式第2号）
- (3) 収支決算書（様式第3号）
- (4) 事業内容報告書（様式第7号）
- (5) 補助対象経費に係る支払証拠書類

(額の確定)

第14条 理事長は、前条の規定により実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認められるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助対象事業者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第15条 前条の通知を受領した補助対象事業者は、速やかに補助金請求書（様式第8号）により補助金の交付を理事長に請求するものとする。

(交付決定の取消し)

第16条 理事長は、補助対象事業者が第7条各号のいずれかに該当することが判明したとき又は補助金の他の用途への使用をし、その他補助事業に関して補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件その他この要綱に基づく理事長の処分に違反したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがある。

2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 第6条の規定は、第1項の規定による取消をした場合について準用する。

(補助金の返還)

第17条 理事長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消に係る部分に関し、すでに補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

2 理事長は、補助対象事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、すでにその額をこえる補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(補助金の経理等)

第18条 補助対象事業者は、補助金に係る経理についての収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(成果の調査)

第19条 理事長は、補助対象事業者に対し、補助事業により行った事業の成果について、第13条の実績報告書の提出の後も定期的に調査を行うものとする。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

別 表

補助対象事業	補助対象経費	補助金の額
補助対象事業者が、平成30年4月1日から平成31年2月28日までの間に、県内で自らが製造した部品若しくは製品又は自社が保有する製造に係る技術を展示会等に出展する事業(補助対象経費の合計額が200千円以上の事業に限る。)とし、同事業について公社以外の国、地方公共団体その他公的団体からの経費の負担を受けていないものとする。	補助対象事業にかかる次の経費(平成31年2月28日までの間に支払いが行われたものに限る。) 出展小間料、小間の装飾に要する費用、小間設置に係る基本工事費及び備品借上げ費	補助対象経費の2分の1以内の額とし、上限額を500千円とする。 ただし、算出した額に千円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとする。

備考 1 補助対象事業者1者に対し本事業で採択する事業数は、当該事業を実施する年度中、1事業までとする。

2 補助対象経費には、補助対象経費の支払いに係る振込手数料並びに消費税額及び地方消費税を含まないものとする。